

兵庫県立大学工学研究科規程第8号

兵庫県立大学工学研究科入学試験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学入学試験協議会規程（平成25年兵庫県立大学規程第97号。）第8条第3項及び兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第2号）第8条第2項の規定に基づき、工学研究科入学試験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、入学試験実施計画の立案及びその運営、入学試験制度について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
 - (2) 各専攻から2名ずつ選出された委員12名
- 2 前項第2号に掲げる委員は、専攻ごとに教授、准教授各1名とする。

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、第3条第1項第2号の委員のうちから委員長が指名し、1名は入学試験実施計画の立案及びその運営を担当し、他の1名は入学試験制度を担当する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。
- 6 委員長及び入学試験制度を担当する副委員長は、兵庫県立大学入学試験協議会の委員として、当該協議会に出席するものとする。
- 7 入学試験実施計画の立案及びその運営を担当する副委員長は、兵庫県立大学入学試験実施部会の委員として、当該部会に出席するものとする。
- 8 入学試験制度を担当する副委員長は、兵庫県立大学入学試験制度部会の委員として、当該部会に出席するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の成立は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(入学試験制度委員会)

第8条 入試制度に関して必要な事項を審議するため、入学試験制度委員会を置く。

2 前項に定める委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、当該入試委員会が定める。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要があるときは、専門部会を設置することができる。

(各種委員の選考)

第10条 委員会は、入学試験を実施するに当たって、本学教員のうちから関係各種委員を選考する。

2 前項の委員は、委員会の選考に基づき研究科長が委嘱する。

3 選考方法については別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に第3条第1項第2号に掲げる委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月16日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年8月16日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。